

香川県広域水道企業団の職の設置に関する規則をここに公布する。

平成29年11月 1 日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団の職の設置に関する規則第2号

香川県広域水道企業団の職の設置に関する規則

地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、次に掲げる職を置く。

- (1) 副企業長
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長
- (4) 参事
- (5) 総括主幹
- (6) 主幹
- (7) 課長補佐
- (8) 副主幹
- (9) 主任
- (10) 主任主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。